

亘理町 障がい者プラン

- 第3期 障害者計画（改訂）
- 第7期 障害福祉計画
- 第3期 障害児福祉計画

概要版
令和6年3月



1 計画の概要

本町では、令和3年3月に「第3期障害者計画」（令和3年度～令和8年度）と「第6期障害福祉計画」「第2期障害児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）を策定し、「亘理町障がい者プラン」として障がい者施策の計画的な推進を図ってきました。

今回2計画の計画期間が終了となることから、「第3期障害者計画」の中間見直しと改訂を行うとともに、「第7期障害福祉計画」「第3期障害児福祉計画」（令和6年度～令和8年度）を『亘理町障がい者プラン』として策定しました。

策定にあたっては、国の基本指針を踏まえ、県の方針や「第5次亘理町総合発展計画（後期基本計画）」「第9期亘理町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「第2次健康わたり21健康増進計画」「第2期亘理町子ども・子育て支援事業計画」などの各分野別計画と整合性を図りました。

本町では、国の法令などに基づく制度名や固有名詞、町民からいただいたご意見などを掲載する場合などを除き、可能な限り、「障がい」という表記を使用しています。

障害者計画とは・・・

障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」に相当するものであり、本町における障がい者及び障がい児のための施策に関する基本的な計画です。

障害福祉計画とは・・・

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第88条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施の確保を目的に策定されるものです。（計画期間は3年）

障害児福祉計画とは・・・

「障害児福祉計画」は、「児童福祉法」第33条の20第1項の規定に基づき、障害児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保が計画的に図られることを目的に策定されるものです。「障害児福祉計画」は、「障害福祉計画」と一体のものとして策定することができるため、本町においても一体的に策定いたします。（計画期間は3年）

みんな えがお

- みんなのことが分かりあえること
- どんな人でも、いろんな人がいる、自分とは違う人がいる
それをわかりあい、一緒に暮らせる明るく楽しいこと
- いきいきと自分らしく暮らせること
- みんなが幸せでえがおになれること

基本目標

基本目標1
思いやりとコミュニケーションの推進
【啓発・広報】

基本目標2
自立した生活を支援する福祉の充実
【生活支援】

基本目標3
生きがいを持った暮らしの推進
【雇用・就労】

基本目標4
健康で生き生きとした暮らしの推進
【保健・医療】

基本目標5
心豊かな暮らしの推進
【スポーツ・芸術】

基本目標6
安全で安心して暮らすことができる
まちづくりの推進 【生活環境】

基本的施策

- 1 啓発・広報活動の促進
- 2 情報のバリアフリー化
- 3 ボランティア活動の充実

- 1 生活支援体制の整備
- 2 生活の安定

- 1 雇用・就労の促進
- 2 福祉的就労の促進

- 1 障がいの早期発見・早期対応
- 2 医療とリハビリテーションの充実

- 1 文化活動への参加の促進
- 2 スポーツ・レクリエーション活動等への参加促進

- 1 福祉のまちづくりの推進
- 2 移動・交通対策の推進
- 3 防災・防犯対策の推進

障害福祉計画
障害福祉計画

3 計画の方向性

基本目標

1 思いやりとコミュニケーションの推進

1 啓発・広報活動の促進

- 障がいに対する理解の促進
- 体験・交流事業の推進

2 情報のバリアフリー化

- 情報提供の充実
- コミュニケーション支援の充実

3 ボランティア活動の充実

主な取組

□ 広報・啓発活動の促進

障がいの理解につながる情報を「広報わたり」及び町ホームページに掲載して、広く周知を図るとともに、理解の促進を図ります。

また、障がいのある人をサポートするための講座を基幹相談支援センターとともに開催し、県などで開催する講座などを紹介するなど、障がいのある人及び障がいの理解の促進を図り、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指します。

基本目標

2 自立した生活を支援する福祉の充実

1 生活支援体制の整備

- 福祉サービスの充実
- 福祉機器の利用促進

2 生活の安定

- 相談支援体制の強化
- 権利擁護の推進
- 経済的な支援

主な取組

□ 相談窓口の充実

障がい者福祉担当課並びに相談支援事業所において、相談窓口の総合化、福祉サービスの申請時における相談支援、社会参加・自立支援に向けたあらゆる相談に応じられるよう相談・指導・支援体制の確立に努めます。

□ 権利擁護体制の整備

成年後見制度などを活用し、積極的に障がいのある人の権利を守るよう努めます。また、福祉サービスの利用に関しては契約の必要があるため、成年後見制度により円滑に利用できるよう努めます。

基本目標

3 生きがいを持った暮らしの推進

1 雇用・就労の促進

2 福祉的就労の促進

主な取組

□ 雇用・就労の支援

就労を希望する障がいのある人が、生産活動などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を受ける「就労移行支援」を推進します。

障がいのある人の側に立つ就労援助者が職場に出向いて仕事をともにする職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業制度の普及を図ります。

4 健康で生き生きとした暮らしの推進

1 障がいの早期発見・早期対応

- 母子保健事業の充実
- 生活習慣病予防事業の充実
- 精神保健対策の充実
- 難病対策の充実

主な取組

□精神保健対策の充実

精神障がいのある人が地域で安心して暮らせ、精神障がい者にも対応した地域包括システムの構築を目指し、関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

2 医療とリハビリテーションの充実

- 二次障がい発生予防の充実
- リハビリテーション体制の推進

□二次障がい発生予防の充実

障がい等にもなう二次障がい及び合併症を予防するため、本人並びに家族への情報提供を行い、障がいのある人に対する適切な保健福祉サービスを提供します。

5 心豊かな暮らしの推進

1 文化活動への参加の促進

2 スポーツ・レクリエーション活動等への参加促進

主な取組

□文化活動の推進

各種の催しにおいて、手話通訳者の配置や車椅子スペースの確保など、障がいのある人に配慮した運営を、主催者などに呼びかけます。

作品展示の機会を充実させ、障がいのある人の意欲を高めていくよう支援します。また、県で実施しているイベントへの参加を積極的に推進します。

6 安全で安心して暮らすことができるまちづくりの推進

1 福祉のまちづくりの推進（バリアフリーの推進）

2 移動・交通対策の推進

3 防災・防犯対策の推進

- 防災意識の高揚
- 緊急時の情報提供の整備

主な取組

□防災体制の充実

救急知識の普及・啓発のため、町民、事業所、各種団体に対して、救命講習会などを開催します。また、防災知識の普及・啓発を行うとともに、地域や社会福祉施設などにおいて、適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導・啓発します。

さらに障がいのある人を災害から守るため、「災害時避難行動要支援者情報登録制度」を実施します。